(ロ)　手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第５号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年９月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき西日本高速道路株式会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

ロ　割引率

割引率は50パーセント以下とする。

(3)　有料道路の料金に係る社会実験に関する割引

本道路において社会実験として、以下のとおり料金割引が実施できるものとする。

イ　割引をする自動車

本道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

ロ　割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

ハ　実施する期間

実施する期間を限定する。

ニ　適用区間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用区間を限定する。

ホ　事前の届出

個々の社会実験毎に上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。

３料金の徴収期間の項を次のとおり改める。

３　料金の徴収期間

平成17年10月１日から令和27年９月30日までとする。

別表を別表のとおり改める。

別表

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定　義
軽自動車等	イ　軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第３条の軽自動車
	ロ　小型特殊自動車	法第３条の小型特殊自動車
	ハ　小型二輪自動車	法第３条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ　小型自動車	法第３条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあっては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ　普通乗用自動車	法第３条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ　けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が１のもの
中型車	ト　普通貨物自動車（車両総重量８トン未満かつ最大積載量５トン未満で３車軸以下）	法第３条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量８トン未満かつ最大積載量５トン未満で車軸数が３以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（２車軸）
	チ　乗合型自動車（乗車定員11人以上29人以下で車両総重量８トン未満）	法第３条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量８トン未満のもの
	リ　けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（２車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（１車軸）との連結車両
大型車	ヌ　普通貨物自動車（車両総重量８トン以上または最大積載量５トン以上で３車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第３条第１項第２号イに定める値以下かつ４車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量８トン以上または最大積載量５トン以上で車軸数が３以下のもの（トに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項に定める限度以下で、車軸数が４のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（３車軸）
	ル　乗合型自動車（路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量８トン以上のもののうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第４条に規定する許可を受けて同法第３条第１号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者であって当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして西日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第３条第１号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が同法第21条第２号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量８トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが９メートル未満のもの
	ヲ　けん引自動車が普通車、中型車または大型車（２車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（２車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（１車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（２車軸）と被けん引自動車（１車軸）との連結車両